

編入学奨学金継続願(編入学の1)

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり編入学しましたので、引続き奨学金給付の継続をお願いします。

※編入学前に在籍する学部（科）における正規の課程を修了（卒業又は最終学年を修了）した場合は、支援継続の対象とはなりません。

太枠線内及び必要事項は正確にもれなく記入し、転出校に提出してください。
本願出の提出期限は、学校に確認してください。

奨学生番号 (給付奨学金)	5											
------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※貸与奨学金は、別途、願出の作成が必要です。

学校、学部・課程、学科、標準修業年限										学年・卒業予定期			
転出校	学校名			学部・課程			学科		標準修業年限		第 年次		
											西暦 20 年 月 退学		
転入 (編入) 校	学校名			学部・課程			学科		標準修業年限		第 年次		
											卒業予定期		
											西暦 20 年 月		
学籍番号				全定通コード 該当を ☒ で選択		☐ 昼 ☐ 夜 ☐ 昼夜開講		学部コード (学校記入)				編入学年月 20 年 月	

(注) 編入学後の給付期間は、編入学後に在籍する学部・学科の正規の修業年限を満了するために必要な期間となります。
ただし、編入学前の支援期間と合算して72か月が上限です（在籍期間中に「停止」していた期間も支援期間に含まれます）。

■給付奨学金の支給継続を希望する場合、機構ホームページ等を確認し、それぞれの提出期日までに以下の手続きをしてください。

※報告が期日までに確認できなかった場合は、支援期間が削減となる場合があります。

- 「給付奨学金継続願」の入力対象の場合、スカラPSを通じて入力
- 在籍報告の提出(入力)対象の場合、表示されている在籍校にかかわらず、「在籍しています」を選択し、スカラPSを通じて入力
※提出対象ではない場合、追って生計維持者情報及び資産情報の報告(紙提出用)が必要となることがあります。詳細は転入校に確認してください。

■該当者は以下の願出（転入校が証明）を、本願出と同時に提出をしてください。

1. 通学形態変更にかかる書類（給付様式2-1または給付様式35および自宅外証明書類）を提出する場合
通学形態変更に係る書類を本願出にホチキス留めしてください。
2. 奨学金振込口座を変更する場合
「奨学金振込口座変更届」を本願出にホチキス留めしてください。
3. 復学と同時に転学・編入学の1を行う場合
「休止からの復活の異動願（届）」を本願出にホチキス留めしてください。

■ 転出校記入欄 （該当を ☒ で選択）

転学前直近の在籍報告提出指導	☐ 有 ☐ 無
通学形態	☐ 自宅外通学 ☐ 自宅通学
適格認定	☐ 廃止に該当していない（学業・学校処分）
誓約書提出	☐ 誓約書機構提出済み（2020年度採用者のみ）
転出校の課程	☐ 修了（卒業）していない ☐ 修了（卒業）している

上記のとおり、本学から転出したことを証明します。

(転出校の証明) 20 年 月 日

学校名

学校長

電話番号（担当者名）
— —
()

学校番号	区分
.....	

■ 転入校記入欄 （該当を ☒ で選択）

転入学直近の在籍報告提出指導	☐ 有 ☐ 無
通学形態（※）	☐ 自宅外通学 ☐ 自宅通学
単位の引継ぎ	☐ 引継ぎあり ※ 単位の引継ぎがない場合は、本願の提出不可
確認大学等	☐ 確認大学等に該当

※通学形態変更にかかる書類（給付様式2-1または給付様式35および自宅外証明書類）を同時に提出する場合は、本願にホチキス留めして、異動・補導係に提出してください。

上記のとおり、本学に転入したことを証明し、願出は適当と認めます。

(転入校の証明) 20 年 月 日

学校名

学校長

電話番号（担当者名）
— —
()

学校番号	区分
.....	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

転学奨学金継続願・編入学奨学金継続願（編入学の1）の手続きについて

- ① **転出校**は、転入校に年次・学部・転学（編入学）予定年月日等連絡し、転学・編入学の1が認められるか確認してください。

② **奨学生**

- ・「転学奨学金継続願」（給付様式 6）又は「編入学奨学金継続願（編入学の1）」（給付様式 7-1）を転出校に提出
- ・**在籍報告**をスカラPSから入力（4月・10月）
（在籍校の表示が転出校であっても、在籍報告は「在籍しています」を選択し、スカラPSで期日内に入力すること。）

③ **転出校**

- ・「転学奨学金継続願」（給付様式 6）又は「編入学奨学金継続願（編入学の1）」（給付様式 7-1）を承認
- ・復学と同時に転学・編入学の1を行う場合は、「休止からの復活の異動願（届）」に休学日を記入し、
学校証明はせずに転入校へ引継ぐ
- ・**在籍確認（4月・10月）提出指導** ※3月末又は9月末時点の承認状況で在籍校が切り替わります。
転学・編入学の1の承認が下りるまでは在籍校が転出校となるため、便宜上転出校で在籍報告提出状況を確認する。

※スカラACで「振込保留（異動見込）」 退学等処理は不要。

- ④ **転出校**から直接転入校へ各願届を送付（奨学生本人には返却しないでください）

⑤ **転入校**

- ・「転学奨学金継続願」（給付様式 6）又は「編入学奨学金継続願（編入学の1）」（給付様式 7-1）を承認
- ・「休止からの復活の異動願（届）」添付があれば、復学日（転・編入学年月日）を記入し学校証明
- ・転学・編入学の1により通学形態変更が発生する場合は、「通学形態変更届」（給付様式 2-1 又は 3-5）を添付
※自宅通学から自宅外通学へ変更となる場合は、自宅外証明書類の添付も必要です。
- ・**在籍確認（4月・10月）提出指導** ※3月末又は9月末時点の承認状況で在籍校が切り替わります。
転学・編入学の1の承認が下りた翌月以降は転入校で在籍報告提出状況を確認できるため、転出校と連携し提出を指導する。

- ⑥ **転入校**から機構へ各願届を送付（奨学生本人には返却しないでください）

⑦ **機構**

「転学奨学金継続願」（給付様式 6）又は「編入学奨学金継続願（編入学の1）」（給付様式 7-1）
および各願届を受付・審査

※機構で「振込保留解除」又は「復活」

承認

不承認

転出校：通知

【学校宛】
・「転学奨学金継続について(通知)」
又は
・「編入学奨学金継続について(通知)」

転入校：通知

【学校宛・奨学宛】
・「転学奨学金継続について(通知)」
又は
・「編入学奨学金継続について(通知)」
・「異動データ」

転出校：連絡

「給付終了の異動願（届）」及び認定報告（給付様式 1-①）
処理に基づき、給付終了処理が必要。

【給付奨学金の給付期間】

転学・編入学後の給付期間は、転学・編入学後に在籍する学部・学科の正規の修業年限を満了するために必要な期間となります。
ただし、編入学前の支援期間と合算して72か月が上限です。在籍期間中に「停止」していた期間も支援期間に含まれます。